

# 企画競争説明書

業務名称：ベトナム国ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト

案件番号：180483

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月5日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2018年12月5日(水)

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ベトナム国ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月上旬～2022年2月下旬

【全体期間：2019年2月～2022年2月】

【第1期：2019年2月～2020年4月】

【第2期：2020年5月～2021年4月】

【第3期：2021年5月～2022年2月】

## 4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者となります。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### （５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１８年１２月１２日（水）１２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０１８年１２月１９日（水）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

### 7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１８年１２月２８日（金）１２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ５部  
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

２）以下の費目については、別見積りとしてください。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) VND = 0.004830 円
- b) US\$ 1 = 112.201000 円
- c) EUR 1 = 127.778000 円

5) その他留意事項

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 総括／証券市場制度整備
- b) 証券市場育成

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 20.72 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月1日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。



### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：証券市場制度整備に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

( ) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

##### 【業務主任者（総括／証券市場制度整備）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：証券市場制度整備に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 証券市場育成】

a) 類似業務の経験：証券市場育成に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（○）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年 1月11日(金) ～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 会議室

3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上



プロポーザル評価表

別紙

ベトナム国ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	10.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／証券市場制度整備	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 7.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力：証券市場育成	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	





### 【第3 業務の目的・内容に関する事項】

#### 1. プロジェクトの背景

ベトナムにおける「株式会社」概念の導入は、1986年のドイモイ政策による市場経済化に端を発する。それ以前は中央集権的な計画経済体制のもと、国営企業が投資・企業活動の主体を担っていたが、ドイモイ政策の一環として1980年代後半に国営企業の株式会社化が推進された。株式会社化の進展に伴い、国営企業の株式を得た企業従業員を中心として株式の売買取引需要が発生したが、1990年代においては、証券取引に関する法制度は整備途上であり集中取引を担う証券取引所も設立されていなかったため、株式保有者と購入希望者間での相対取引を中心に取引がなされていた。

1996年に監督当局である国家証券委員会（State Securities Commission:SSC）が設置されて証券取引に係る法制度整備に着手、2000年には国家証券委員会傘下の公設市場としてホーチミン取引所が開設された。また、2005年にはハノイにも証券取引所が開設され、2007年に証券法も制定され、2009年にはハノイ証券取引所内に非上場公開株取引市場（Unlisted Public Companies Market:UpCOM）が設置された。

開設された2つの取引所には、株式会社化された国営企業のうち上場基準を満たす優良企業の上場が期待されていたものの、2005年末時点で両取引所合わせた上場企業数は41社、時価総額は対GDP比で1%程度にとどまるなど市場は伸び悩んだ。2006年以降は政府の強い方針もあり、上場企業数が急増し、株式会社化された国営企業銘柄も上場もされるようになったが、依然として大半の国営企業は脆弱なコーポレートガバナンス、不十分な財務・経営情報の開示、株式会社化時点の歪んだ価格形成等を理由に、株式会社化できない、あるいは株式会社化しても上場基準を満たさない等の問題を抱えている。JICAはベトナム政府の要請を受けて、国営企業改革の促進支援のために「国営企業改革能力強化支援プロジェクト」（2014～2017年）を実施、コーポレートガバナンスの改善など企業価値の向上に資する成果を上げた。

上記プロジェクトの成果も踏まえて加速化した国営企業の株式会社化に連動し、ベトナムの株式市場規模は拡大しており、2017年末時点におけるホーチミン証券取引所の上場企業数は344社、時価総額は約2,600兆ドン、ハノイ証券取引所は同384社、同約223兆ドン、非上場公開株登録銘柄については、登録企業数が694社、時価総額は同約678兆ドンとなっている。両取引所の合計上場数だけで言えば、シンガポールを除くASEAN地域のなかでマレーシアに次ぐ規模に達している。

このように量的な面で市場拡大が進む一方、質の改善は依然として不十分であり、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions:IOSCO）の定める株式市場の「公正性」・「透明性」・「効率性」が確保されているとは言い難く、現状では市場に対する投資家の信認を十分得られていない。また、MSCI指数<sup>1</sup>の市場分類においても、先発ASEANのタイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンが新興国（Emerging）市場に分類される一方、ベトナムは下位分類のフロンティア市場に位置づけられており、市場としての評価は高いとはいえない。

上記プロジェクトで作成したベトナム政府への政策提言書においても、国営企業の

<sup>1</sup> Morgan Stanley Capital International が算出・公表する指数の名称。

株式会社化と表裏一体である株式市場の機能強化の重要性を指摘しており、市場監督当局・市場運営主体の能力強化、株式募集・売出に係る引受・販売仲介機能の強化や、財務経営情報の開示充実等につき具体的提言を行なっている。

こうした株式市場が抱える課題に対し、ベトナム政府は、2012年3月に発布した首相決定「2011年から2020年にかけての証券市場開発戦略」において、株式市場の効率性の改善や、監督・監査機能の強化を通じた市場の公正性・透明性向上など、ベトナム株式市場を国際水準に引き上げるためのビジョンが示されている。また、2020年までに改正が見込まれる証券法の改正作業においては、監督当局・取引所の権限強化、引受・販売仲介業者や株式発行体（企業）への規制見直しを通じ、市場の公正性、透明性、効率性の改善を図ることを検討中である。加えて、2017年にはホーチミン・ハノイ証券取引所の経営統合が首相承認され、株式取引市場はホーチミン証券取引所に集約されることが決定<sup>2</sup>されており、これに伴い市場構成・上場規準の見直し等も見込まれている。

このような状況を受け、ベトナム政府は我が国政府に対し、ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善策の実施に係るSSC及び証券取引所の能力強化に関する本案件を要請した。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト

### (2) 上位目標

ベトナム証券市場における公正性及び透明性が改善される。

### (3) プロジェクト目標

ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善策の実施に係るSSC及び証券取引所の能力が強化される。

### (4) 期待される成果

成果1：SSC及び証券取引所における検査を含めた市場監視能力が強化される。

成果2：SSC及び証券取引所において、市場の健全化に向けた顧客利益保護のための市場仲介者監督能力が強化される。

成果3：適切な基準によりマーケットの質を保つための上場管理及びブックビルディング手法導入も含めた株式上場に関するSSC及び証券取引所の運営能力が強化される。

成果4：上場企業、非上場企業、UpCOM登録企業、IPO済企業<sup>3</sup>など株式発行体及びその他関係機関の経営層レベルにおける“投資家保護に係る責任”についての意識が向上する。

### (5) 活動の概要

<sup>2</sup> 具体的な統合作業スケジュールは未発表であるが、経営統合の実現は、2021年以降と見込まれる。

<sup>3</sup> ここでのIPO済企業は、IPO済だが上場、UpCOM登録未済企業のこと。

#### 【成果1に係る活動】

- 1) 市場監視について、ベトナムの現状と課題がより詳細に分析され（詳細な規制、組織体制、実務フロー、組織間の責任分担等）、それらの課題が一定の基準（課題の深刻度、解決の容易さ）に沿って分類される。
- 2) 1)における課題解決のため優先的に取り組むべき事項を決定し、研修プログラム案を作成する。
- 3) 市場監視について、日本及び他国における規制・組織体制・実務的知識についての調査・学習を行う（ベトナム国外での研修（本邦研修、第三国研修）・ベトナム国内での研修などの形式にて実施）。
- 4) 1)、2)の活動結果に基づき、関連する法規制の改善を図る。
- 5) 1)、2)の活動結果に基づき、各関係機関内（SSC・証券取引所）における関連規制や作業マニュアルの改訂を図り、組織構成や作業手順を見直す。
- 6) 改善・改訂された法規制や、関連機関内部規制に基づき市場監視を実施する。

#### 【成果2に係る活動】

- 1) 市場仲介者監督について、日本における監督規制・組織体制・実務的知識（組織の運営規定や日本の業界団体で定められている主な自主規制等を含む）についての調査・学習を行う（ベトナム国外での研修（本邦研修、第三国研修）・ベトナム国内での研修などの形式にて実施）。
- 2) 市場仲介者監督について、市場仲介者のリスクに応じた監督、顧客資産の保護施策、市場仲介者による公正な顧客保護施策を含めた監督の施策案を検討する。
- 3) (活動2.2)で検討された市場仲介者の監督施策案について、その実現可能性・実効性を検証し、市場仲介者との密な協議の下、施策の実行スケジュールを含む施策実行計画（Implementation Plan）をドラフトする。
- 4) 活動2)、3)を通して検討された市場仲介者監督のための施策（例：改正版規制・実務ガイドライン/マニュアル・啓発活動等）を実行する。

#### 【成果3に係る活動】

- 1) 上場管理について、日本及び他国における市場セグメンテーション・上場基準・上場審査（企業に対する上場前コンサルテーションを含む）・上場廃止などをテーマとした上場管理方法について調査を行う（ベトナム国外での研修（本邦研修、第三国研修）・ベトナム国内での研修などの形式にて実施）。
- 2) 適切な銘柄で構成される質の高いマーケットを確保するために改善が必要な、上場管理、株式公開（Public Offering）管理方法の施策を検討する。
- 3) (活動3.2)で検討された施策案の実現可能性・実効性を検証し、関係者との密な協議の下、施策の実行スケジュールを含む施策実行計画（Implementation Plan）をドラフトする。
- 4) 活動2)、3)を通して検討された施策（マニュアル・ガイドラインの開発・改訂等を含む）を実行する。
- 5) 日本におけるブックビルディング方式に関する調査・研究を行う。

#### 【成果4に係る活動】

- 1) 投資家保護責任について、株式発行体のグループ<sup>4</sup>毎に、その意識を強化させるべきテーマ・トピックを特定する。
- 2) 投資家保護責任の強化に関し、SSC 及び証券取引所が現在実施している啓発プログラムのレビューを行う。
- 3) 活動1) で特定した、株式発行体のグループ毎に必要とされるテーマに沿うよう啓発プログラムを修正する。
- 4) 株式発行体の各グループの経営層に対して啓発プログラムを実施する。

(6) 対象地域

ハノイ市及びホーチミン市

(7) 関係官庁・機関（カウンターパート）

ベトナム国家証券委員会（State Securities Commission : SSC）

ハノイ証券取引所（Hanoi Stock Exchange : HNX）

ホーチミン証券取引所(Ho Chi Minh Stock Exchange : HOSE)

### 3. 業務の目的

「ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る実施協議合意書（Record of Discussions: R/D）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2018年11月5日にJICAがSSCと締結したR/Dに基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) R/Dで合意されたプロジェクト枠組みに基づく業務の実施

本業務は、「3. 業務の目的」及び「4. 業務の範囲」に示すとおり、JICAがSSCと合意したR/Dに基づき、コンサルタントに必要な業務の履行を求めるものである。よって、コンサルタントは、その業務の実施にあたり、R/Dの詳細内容を深く理解することを業務履行の前提とするとともに、プロポーザルはR/Dの内容に沿った提案とすること。なお、R/Dの一部を構成し、プロジェクトの計画概要を表すProject Design Matrix (PDM)の構造は、以下URLを参照すること。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/kusanone/ku57pq000027tdpo-att/contract\\_ex02-03.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/kusanone/ku57pq000027tdpo-att/contract_ex02-03.pdf)

(2) プロジェクト目標達成に向けた流れ

「第2. プロジェクトの概要」に示すとおり、本プロジェクトは、「ベトナム株式

<sup>4</sup> グループ分類は、成果4に規定する、上場企業、非上場企業 UpCOM登録企業、IPO済企業を想定。

市場の公正性及び透明性改善策の実施に係る SSC 及び証券取引所の能力が強化される。」ことをプロジェクト目標として、目標達成に必要な4つの成果を設定し、各成果の達成に必要なプロジェクト活動を設定している。

成果1、2、3では、市場監視（成果1）、市場仲介者の監督（成果2）、上場管理（成果3）の改善や強化に必要な施策の特定、特定された施策の実行可能性の精査（実行計画の検討）、施策の実行」という活動を定めている。施策の具体内容は、活動の中で実施される分析・調査の結果に応じ、SSC・HNX・HOSEそれぞれにとって適切且つ実行可能な施策を明確化、確定するものとしている。

なお、施策の明確化・確定にあたっては、SSC・HNX・HOSEに与えられた権限・責任範囲に鑑みた実行可能性・優先順位を見極める必要があるほか、本プロジェクト実施期間中に予定される、証券法の改正・証券取引所の統合再編等に伴う関連規則・法令の変更や事業実施体制の変更可能性に十分留意する必要がある。

特に、法令の新規策定や改訂を「施策」として取り上げる場合、ベトナム政府が定める法令の策定プロセスや意思決定機構に照らし、プロジェクト枠組み内において当該法令の新規策定や改訂の実現可能性があるか否かを慎重に精査する必要がある。このため、施策の実行可能性・優先順位付けの精査にあたっては、カウンターパートと前提条件（法令策定プロセス・意思決定機構との平仄等）を十分に確認するほか、必要に応じて JICA ベトナム事務所にも確認を行なうこと。

### （3）我が国の株式市場規制監督・関連ルールに係る十分な把握・理解

本業務のベトナム国の市場監視・市場仲介者監督及び上場管理・審査等に係るレビュー（規制・ガイドライン等）や研修プログラムの策定などにおいては、日本における規制や慣行、またその背景にある国際潮流等について十分に把握・理解したうえで、ベトナムでの適用可能性について十分検討する。右業務実施にあたっては、コンサルタントは必要に応じ、日本の官公庁や公益業界団体等をはじめとする市場監視・市場仲介者監督に携わる日本側関係機関とも内容を共有・相談の上、適宜連携しながら業務を実施する。また、ベトナムの関連制度・法令の把握にあたっては、カウンターパートから必要な情報を得るとともに、法令や実態の捕捉に際しては、ベトナム現地の英越法令データベース（年間契約金約35,000円）や株式マーケットデータベース等から、効率的に情報を得て分析・整理すること。基本的に、英越法令データベースで取得可能な法令について本業務下での新たな翻訳は認めない。

### （4）諸外国制度の紹介

SSCをはじめ先方関係機関は、ベトナムの株式市場を国際標準に引き上げることを目指しており、日本や欧米に代表される諸外国の株式市場規制制度について高い関心を持っており、これら先進国事情の理解がベトナム側制度整備（改善）の基盤となると考えられる。このため、業務の実施にあたっては、我が国及び諸外国の先進事例の紹介も十分に行うこと。

### （5）ベトナムの既存法令・規則（政令・省令・決定等）の十分な分析や実態を踏まえた対応

ベトナムにおいては、すでに株式市場規制監督や国営企業の株式会社化等に関連して多くの法令・規則が制定され、制度が導入されている。本プロジェクトは、こ

れら既存制度から須らくあるべき望ましい制度への変容を促すことは意図せず、ベトナム株式市場の公正性・透明性確保について、実質的な改善、制度の適切な運用を適用可能な形で図ろうとするものである。このため、既存の法令・規則類については、その内容、施行状況、課題（実態）等を十分把握し、業務を実施する。また、実態の把握に際しては、カウンターパートのみからだけでなく、株式市場に携わる市場関係者の意見も把握し、実態把握に努めること。

#### （6）プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパートのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨と上述の実質的な改善を適用可能な形で目指す方針を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を適時・適切に把握し、必要に応じプロジェクトの方向性（R/D 中の Project Design Matrix (PDM) の改訂必要性を含む）について、適時・適切に JICA に提言を行うこと。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（R/D の変更、契約の変更等）を取ることにする。

なお、本プロジェクトに影響を与え得るプロジェクト実施期間中の環境変化のうち、現時点で特に予見される変化には、証券法の改正（2019 年中の改正）及び HNX・HOSE の統合・再編が挙げられる。

#### （7）プロジェクト実施体制及び技術移転の方法

本プロジェクトの実施体制は、R/D に記載されるとおり、日本・ベトナム側関係者で組成される合同調整委員会（Joint Coordination Committee: JCC）がプロジェクトの詳細活動計画（Plan of Operations: PO）の承認や、実施中の課題に関する協議・意思決定機関として機能する。また、越側の実施体制として、SSC・HNX・HOSE を主メンバーとして構成される Project Management Unit (PMU) がプロジェクトの全体運営を担う。また、成果毎の個別具体活動を遂行するカウンターパートとして、SSC・HNX・HOSE の関連部局職員から構成される Working Group (WG) が設置され、本 WG が核となってプロジェクト活動を実施していく。コンサルタントはそれら WG が主体的・能動的に活動するための支援に注力するよう、体制や人員を検討する必要がある。上述のようにベトナム側体制に対応しつつ、日常的な業務の実施に当たっては、日本側コンサルタントのみで業務を実施するのではなく、ベトナム側カウンターパートと密接に協働して双方が合意しつつプロジェクト活動を進め、双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設ける。

特に各種法令、マニュアル類の作成支援等にあたっては、PMU や JCC のメンバーも交えた協議・ワークショップ等を開催し、合意形成プロセスを確保する。

#### （8）カウンターパートの所在地を考慮した効率的な技術移転

本プロジェクトは、株式市場の監督当局である SSC、市場運営者である HNX・HOSE がカウンターパートであるが、SSC 及び HNX はハノイ市に所在、HOSE はホーチミン市に所在する。このため、コンサルタントは、現地作業実施に際し、各カウンターパートの物理的所在地も鑑みた効率的な方法をプロポーザルで提案すること。なお、カウンターパート側のベトナム国内旅費はカウンターパートが予算確

保しているが潤沢とは言い難いため、JCC や全カウンターパートの参加を必要とするセミナー/ワークショップ等を除き、各カウンターパートの所在地域での技術移転を想定している。

#### (9) 日本側の関連規制監督当局（官公庁）、公益業界団体等との連携

本業務の実施にあたり、本コンサルタント以外にも、日本の関連規制監督当局（金融庁等）や公益業界団体等しか持ちえない市場監視・市場仲介者監督及び上場管理・審査等に関する経験・知見をカウンターパートに提供することを目的に、これら官公庁や公益業界団体等からの短期専門家派遣も予定している。このため、コンサルタントは、これら官公庁や公益業界団体等と密な業務連携を行なうことが求められる。これら業務連携におけるコンサルタントの業務範囲は、短期専門家の派遣が必要な技術移転項目に係る JICA への提案、短期専門家 TOR 案の作成（JICA 指定様式による）、派遣スケジュール等に係る官公庁・公益業界団体等との連絡調整の一部作業、短期専門家派遣時の同道（必要な場合）、短期専門家とカウンターパートとの協議手配、通訳の手配（必要な場合）とする（効率的な業務実施の観点から、これら業務は現地傭人による対応も検討すること）。JICA はこれらに基づき、必要な短期専門家の派遣を決定し、派遣業務を執り行うこととする。短期専門家派遣に係る手続き（宿泊先手配、空港送迎等）は安全管理上の観点から、コンサルタント業務に含めず、JICA が実施するところ、これらについてコンサルタントは見積に含める必要はない。

プロポーザルにおいて、現時点で短期専門家派遣が必要と考えられる技術移転項目を提案すること。提案には、技術移転項目、派遣を依頼すべき短期専門家の所属機関名等を含める。また、現時点で提案可能であれば、望ましい派遣時期も提案に含める。

#### (10) プロジェクト実施中のリスク管理

本プロジェクトは、配布資料の「詳細計画策定調査結果」添付のリスク管理チェックリストに記載されるような、実施に伴うリスクが認識されている。コンサルタントは、同資料をよく参照のうえプロポーザルにリスク管理の観点を反映させるとともに、業務実施にあたっては、これらも含め、案件の有効性や効率性に影響し得るリスクのモニタリングを行い未然防止に努めるとともに、リスク発生が予見・確認された際には、適時適切に JICA に報告し、対応策を検討・実施する。

#### (11) プロジェクトの合同モニタリング

本プロジェクトは、R/D で規定するとおり、6 ヶ月毎に、カウンターパートと合同でプロジェクトの進捗、課題をモニタリングすることとしている。モニタリングに用いる書式様式は R/D で定める指定様式（Monitoring Sheet）を用い、コンサルタントがドラフトしたうえで、カウンターパートに内容確認を行なったうえで、JICA に提出する。また、6 ヶ月毎に JCC を開催し、進捗、課題、課題に対する対処案を協議することとしている。なお、JCC の開催時期は、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、変更される可能性がある。上記のモニタリング枠組に加え、望ましいモニタリング方法がある場合、プロポーザルにて提案すること。

#### (12) JICA に対する業務報告

JICA に対する業務報告は、月報及び別途定める各種報告書等に加えて、適時適切なタイミングで、JICA 産業開発・公共政策部及び JICA ベトナム事務所に報告を行なうこととする。現地作業の実施時には、可能な限り、JICA ベトナム事務所に都度報告を行なうこと。

### (13) プロジェクト活動中に実施するベトナム国内外での研修

本プロジェクトでは、カウンターパートの各成果に関する能力強化を図るため、ベトナム国内外での研修を累次に亘り実施することとしている。研修の形態は、①ベトナム国内での研修（コンサルタントや関連規制監督当局・公益業界団体等がベトナムに來訪し研修を実施）、②本邦研修（カウンターパートが訪日し研修を実施）がある。

なお、日本またはベトナムでの研修を基本とするが、プロジェクト目標達成のために、その適切性・有効性が真に認められる場合は、日本・ベトナム以外の③第三国での研修を行なうことも妨げない。コンサルタントは、これら研修形態のなかから、各成果に関する能力向上に最もふさわしい形態を選択することが求められる。

また、各成果に係る活動の研修については、成果毎の実施に限定することなく、対象とする参加者・プログラム内容に応じ効率的な研修計画をプロポーザルで提案すること。

なお、本邦研修及び第三国での研修におけるコンサルタントの業務範囲はそれぞれ以下のとおり。

#### ①本邦・第三国研修

下記のガイドラインにおける研修員受入事業の「実施業務」とする。プロポーザル及び見積書作成にあたっては、下記ガイドラインを参照すること。また第三国研修については、同ガイドラインに準拠しつつ、全必要経費を一般業務費に計上すること。

<コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）

>

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra\\_201607\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201607_guide.pdf)

#### ②研修の実施

立案したプログラムに沿って、研修を実施する。具体的な業務は以下の通り。

1. 各種準備手続き：航空券の手配\*、査証の手配\*、空港送迎\*、宿舎手配、保険加入手続き\*、参加者に対する日当・諸経費の支給\*、日程に基づく参加者の移動手配、研修日程の作成、面談先の手配、関連資料の作成等（\*については本邦研修の場合はJICA国内機関が実施）
2. 研修プログラムの実施・監理：研修日程に基づく参加者の引率\*、面談における通訳\*、参加者への各種伝達及び関係者間の連絡・報告・調整\*、参加者の病気・怪我等緊急事態や各種トラブルへの対応等\*、来日候補者の人選、来日日程・カリキュラムの作成、講師・面談者、見学・実習先等の手配、カリキュラムに係る関連資料（教材、参考資料）等の作成、来日者への来日前説明（日程・カリキュラム、宿泊・食事のアレンジ等）、来日カリキュラム（講義、実習、視察・見学、面談等）の実施、実施報告書の作成（\*については本邦研修の場合はJICA国内機関が実施）



#### (14) JICAの事業評価枠組みを踏まえた業務の実施

JICAでは、その実施する主要事業（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）について、事業開始前から事業実施後の各段階で事業評価を実施している。具体的な評価枠組みは、①プロジェクトのPDCAサイクルに沿ったモニタリングと評価、②経済協力開発機構／開発援助委員会（OECD-DAC）による国際的なODA評価の視点である「DAC評価5項目」に基づく評価、③独自開発のレーティング制度を活用した統一的な評価結果の公表、である。本プロジェクトも、本評価枠組みに沿って、プロジェクトの事前・実施中・事後の各段階で評価・モニタリングを実施するため、コンサルタントは、業務実施にあたって、JICAの事業評価枠組みを十分理解することが求められる。

事業評価の詳細は、以下のJICAホームページ上の情報を参照すること。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

## 6. 業務の内容

本業務は、3年間のプロジェクト協力期間全体にわたり実施し、以下の業務内容を想定している。なお、以下では現地作業、国内作業の区別は行わないが、コンサルタントは、R/D中のPDM及びPlan of Operation (P/O)で示されるプロジェクトの計画に基づき、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、国内作業及び現地作業の計画について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案する。

なお、本業務は、以下3期に分割することとする。

【第1期：2019年2月～2020年4月】

【第2期：2020年5月～2021年4月】

【第3期：2021年5月～2022年2月】

各期における業務は以下のとおり。

【第1期：2019年2月～2020年4月】

第1期において以下業務を実施する。

### <成果全体に係る業務>

(1) 業務計画書（和文）・ワークプラン（英語・越語）の作成・協議・合意

本プロジェクトに係るR/D等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、本業務の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらを業務計画書（和文）及びワークプラン案（英語・越語）にとりまとめる。

業務計画書及びワークプラン案に基づき、業務実施方針や計画をJICA産業開発・公共政策部とも協議して、了承を得た上で、本業務の全体像をカウンターパートと共有するとともにカウンターパートの合意を得る。

(2) ベースライン調査

本調査の目的は、本プロジェクト開始時点で、プロジェクトに関連するベトナムの最新状況（ベースライン）を調査し、各プロジェクト活動の詳細計画を策定する

ために実施するもの。

具体的には、第1回現地作業開始から3ヶ月以内を目途に調査を実施し、その結果を報告書（以下、「ベースライン調査報告書（和文、英文、越文）」）にとりまとめ、カウンターパート（SSC・HNX・HOSE）、JICA、並びに JICA が指定するその他プロジェクト関係者に報告し、各成果にかかる詳細の活動計画案を検討・策定する。本ベースライン調査に含まれる内容は以下1）及び2）のとおり。

1）各成果に関し、ベトナム株式市場に係る関連法令、施行体制、法令の施行状況・実態、課題について、調査・分析を行なう。具体的には以下事項を含むが、これ以外の事項についてもプロポーザルでの提案を受け付ける。

- 成果1：市場監視に関する関連法令、監視体制（SSC・HNX・HOSEにおける関連部局・職員数の把握を含む）、市場監視業務フロー（ワークフロー）、市場監視に携わる SSC・HNX・HOSE 以外の関連当局・組織の責任権限、市場監視の執行状況の実態、執行上の課題。右を踏まえた、SSC・HNX・HOSE が行なう市場監視に関する課題の特定（法令・制度上の課題、監視体制・業務フロー上の課題、能力上の課題等）、一定の基準に基づく課題の分類・優先順位付け（課題の深刻度、解決の容易さ等の基準）
- 成果2：市場仲介者監督に関する関連法令、監督体制（SSC・HNX・HOSEにおける関連部局・職員数の把握を含む）、市場仲介者監督の業務フロー（ワークフロー）、市場仲介者監督に携わる SSC・HNX・HOSE 以外の関連当局・組織の責任権限、市場仲介者監督の執行状況の実態、執行上の課題。右を踏まえた、SSC・HNX・HOSE が行なう市場仲介者監督に関する課題の特定（法令・制度上の課題、監督体制・業務フロー上の課題、能力上の課題等）、一定の基準に基づく課題の分類・優先順位付け（課題の深刻度、解決の容易さ等の基準）
- 成果3：国営企業の株式化等に関する関係法令及び上場管理・審査に関する関連法令、取引所が定める諸規則、管理・審査体制（HNX・HOSEにおける関連部局・職員数の把握を含む）、上場管理・審査の実務フロー（ワークフロー）、上場管理・審査実務の実態（現在 HNX・HOSE が使用する業務マニュアル内容や、企業に対する上場前コンサルテーション内容等を含む）、取引所の上場管理・審査実務を支えるサービスプロバイダー上場アドバイザー等）の有無やそれらプロバイダーと取引所との連携、上場管理・審査に関する課題の特定（法令・制度上の課題、実務体制・業務フロー上の課題、能力上の課題等）、一定の基準に基づく課題の分類・優先順位付け（課題の深刻度、解決の容易さ等の基準）
- 成果4：ベトナムの株式発行体の投資家保護に対する意識向上のために SSC・HNX・HOSE が実施している啓発活動・プログラム等の内容をレビューするとともに、株式発行体のグループ毎に、その投資家保護に対する意識・取り組みの現状・課題（啓発活動を強化すべきテーマ・トピック）を整理・特定する。

2) PDM の上位目標、目標、各成果の達成指標 (Objectively Variable Indicator) の基準値 (ベースライン値) の調査、目標値の設定

本プロジェクトでは、プロジェクトの上位目標、目標、各成果の達成度を判断するため、その達成基準 (指標) を定めている。うち、定量的な基準値の取得 (設定) が必要な以下指標項目について、基準値 (ベースライン値) を確認する。また、上位目標及び成果 4 の成果指標については達成目標値の提案を行ない、カウンターパート及び JICA と協議する。なお、達成目標値の提案が本ベースライン調査実施期間中に困難な場合は、遅くとも第 2 回目の JCC 開催 (プロジェクト開始後約 12 か月後) までに提案し、当該達成目標値を JCC で承認・確定 (PDM の改訂) することとする。

- 上位目標指標 1-1 「情報開示規定を順守する上場企業数の割合が xx% に上昇する。」

上記指標について、HNX・HOSE の各上場企業のうち、情報開示規定を順守している現在の上場企業の割合 (基準値) を調査し、達成目標値 (XX%) を提案する。なお、PDM では、基準年度を 2016 年としているがそれより直近年度データ取得が可能な場合は、当該データを基準値として設定することも可能。

- 上位目標指標 2-i) 「株式市場の公正性及び透明性に関連する「IOSCO 証券規制の目的及び原則」の遵守状況に係る自己評価結果が改善する。」

上記指標について、IOSCO が公表する「Methodology Guidebook for assessing implementation of the IOSCO Objectives and Principles of Securities Regulation」を参照し、SSC・HNX・HOSE と協働で自己評価を実施し、結果をとりまとめる。

- プロジェクト目標指標 1-1 「関連する職務を行なう SSC 職員及び証券取引所所員のうち、9 割以上が株式市場の公正性及び透明性についての研修・ワークショップ・セミナーに参加する。」、成果 1 指標 1-1 「関連する職務を行なう SSC 職員及び証券取引所所員のうち、9 割以上が市場監視についての研修・ワークショップ・セミナーに参加する。」、成果 2 指標 2-1 「関連する職務を行なう SSC 職員及び証券取引所所員のうち、9 割以上が市場仲介者監督についての研修・ワークショップ・セミナーに参加する。」、成果 3 指標 3-1 「「関連する職務を行なう SSC 職員及び証券取引所所員のうち、9 割以上が上場管理・審査についての研修・ワークショップ・セミナーに参加する」

上記のプロジェクト目標指標、各成果指標について、それぞれに関連する職務を行なう SSC 職員及び証券取引所所員の現時点の人数 (上記下線箇所) を調査する。関連する職務を行なう職員とは、各成果に定める事項に関連する職務に従事する職員であり、所謂バックオフィス部門職員は想定していない。

- 成果 4 指標 4-1 「企業の幹部・社員が、情報開示やコーポレートガバナンス他に関する啓発向上プログラムに参加する。HOSE に上場を予定している企業：XX 名以上、HNX に上場を予定している企業：XX 名以上、UpCOM 登録企業：XX 名以上、IPO 済企業 (除く上場・UpCOM 登録企業)：XX 名以上、IPO 未済企業：XX 名」

上記指標について、本ベースライン調査の1)の調査結果を踏まえ、達成目標値(XX名)を検討・提案する。

なお、本ベースライン調査について、関連する経験・知見を豊富に有するベトナム国内の機関・コンサルタント等に業務の一部を再委託して実施することを認める。

### (3) 第1期業務進捗報告書(和文)の作成

第1期に実施した業務内容について、その業務実績、第2期に向けた課題、提案事項を含む「第1期業務進捗報告書(和文)」を作成する。本報告書の提出期限は、2020年4月末を目途とするが、第1期業務開始後から2020年1月末までの業務実績についてとりまとめた報告書ドラフトを2020年2月末までにJICAに提出することとし、JICAによるドラフト確認を経て、2020年2月から2020年4月末までの業務実績を追加した「第1期業務進捗報告書(和文)」最終版を2020年4月末を目途に提出する。業務進捗報告書の詳細項目については、別途打合簿にてJICAとコンサルタントが協議のうえ決定する。なお、本報告書は、第2期以降の業務内容を検討するにあたっての基礎資料となる。

### <成果1に係る業務>

第1期において、以下の事項を実施する。

- (1) 「<成果全体に係る業務>(2) ベースライン調査」で作成された報告書をもとに、市場監視能力向上に向けて優先的に取り組むべき事項についてSSC・HNX・HOSEと協議する。
- (2) (1)で協議された課題解決のために必要な、日本及び他国における規制・規制当局組織構成・実務的知識などについてSSC及びHNX・HOSE職員向けの研修プログラム案を作成する。研修プログラムの実施期間は、POに示す通りプロジェクト開始から約2年~2年半にかけて段階的な実施を想定しているが、期間の伸縮も併せて検討する。作成した研修プログラム案について、SSC・HNX・HOSE及びJICAと協議し、プログラム案を合意する。  
なお、研修の実施形態及び研修実施に係るコンサルタントの業務範囲は、「5.実施方針及び留意事項(13)」に定めるとおり。
- (3) (2)で合意された研修プログラムに基づき、第1期で実施する研修(ベトナム国内研修、及び日本または第三国研修)を実施する。本第1期におけるベトナム国内での研修は、各約2-3日間、形態は少人数(SSC・HOSE・HNXの各ワーキンググループに対し各8~15名程度)での実施を想定している。また、日本における研修は各1週間、参加者は10~15名程度を想定している。なお、POではベトナム国内の研修は年3回程度、日本における研修は年1回程度を想定しているが、研修については年1回をめぐり第三国での実施も可とする。これら効率的かつ効果的な研修計画をプロポーザルにて提案すること。

また、研修実施毎に、参加者の理解度・能力向上度を計測(質問票等)することとし、翌回以降の研修内容に反映していく。また、計測した理解度・能力向上の情報は、各成果の達成指標に用いるため、プロジェクト期間中を通じ適切な情報の管理を行なうこと。

- (4) 「<成果全体に係る業務> (2) ベースライン調査」の結果及び上記 (3) の研修を通じて SSC・HNX・HOSE 職員が得た知識に基づき、市場監視に関連する法規制について、SSC・HNX・HOSE に対し具体的な改善点に係る提案・助言・コンサルテーションを開始する。
- (5) 「<成果全体に係る業務> (2) ベースライン調査」の結果及び上記 (3) の研修を通じて SSC・HNX・HOSE 職員が得た知識に基づき、SSC・HNX・HOSE における市場監視に関する諸規則や作業マニュアルの改訂、組織体制や作業手順の見直し、について提案・助言・コンサルテーションを開始する。

#### <成果 2 に係る業務>

第 1 期において、以下の事項を実施する。

- (1) 「<成果全体に係る業務> (2) ベースライン調査」で作成された報告書をもとに、日本の関連規制監督当局や公益業界団体等とも相談の上、市場仲介者監督に係る日本における規制・組織体制・実務的知識（日本の業界団体で定められている主な自主規制等を含む）をテーマとした研修プログラム案を作成する。研修プログラムの実施期間は、PO に示す通りプロジェクト開始から約 2 年～2 年半にかけて段階的な実施を想定しているが、期間の伸縮も併せて検討する。作成した研修プログラム案について、SSC・HNX・HOSE 及び JICA と協議し、プログラム案を合意する。なお、研修の実施形態及び研修実施に係るコンサルタントの業務範囲は、「5. 実施方針及び留意事項 (13)」に定めるとおり。
- (2) (1) で合意された研修プログラムに基づき、第 1 期で実施する研修（ベトナム国内研修、及び日本または第三国研修）を実施する。本第 1 期におけるベトナム国内での研修は、各約 2-3 日間、形態は少人数（SSC・HOSE・HNX の各ワーキンググループに対し各 8~15 名程度）での実施を想定している。また、日本における研修は各 1 週間、参加者は 10~15 名程度を想定している。なお、PO ではベトナム国内の研修は年 3 回程度、日本における研修は年 1 回程度を想定しているが、研修については年 1 回をめぐりに第三国での実施も可とする。これら効率的かつ効果的な研修計画をプロポーザルにて提案すること。  
また、研修実施毎に、参加者の理解度・能力向上度を計測（質問票等）することとし、翌回以降の研修内容に反映していく。また、計測した理解度・能力向上の情報は、各成果の達成指標に用いるため、プロジェクト期間中を通じ適切な情報の管理を行なうこと。
- (3) 「<成果全体に係る業務> (2) ベースライン調査」の結果及び上記 (2) の研修を通じて SSC・HNX・HOSE 職員が得た知識に基づき、市場仲介者に顧客利益保護を適正に実施させるための監督施策・方法について、SSC・HNX・HOSE に対し提案・助言・コンサルテーションを開始する。
- (4) (3) での監督施策案・方法について、その実現可能性・実効性を検証するため、市場仲介者との協議を開始する。

#### <成果 3 に係る業務>

第 1 期において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 「<成果全体に係る業務> (2) ベースライン調査」で作成された報告書をもとに、市場セグメンテーション（マーケットボードの分類）・上場基準・上場審査（企業に対する上場前コンサルテーションを含む）・上場廃止などの上場管理方法に係る日本及び他国における事例をテーマとした研修プログラム案を作成する。研修プログラムの実施期間は、PO に示す通りプロジェクト開始から約 2～2 年半にかけて段階的な実施を想定しているが、期間の伸縮も併せて検討する。なお、研修プログラム案には日本におけるブックビルディング方式に関する内容を含めることとする。作成した研修プログラム案について、主に HNX・HOSE 及び JICA と協議し、プログラム案を合意する。なお、研修の実施形態及び研修実施に係るコンサルタントの業務範囲は、「5. 実施方針及び留意事項（13）」に定めるとおり。
- (2) (1) で合意された研修プログラムに基づき、第 1 期で実施する研修（ベトナム国内研修、及び日本または第三国研修）を実施する。本第 1 期におけるベトナム国内での研修は、各約 2-3 日間、形態は少人数（SSC・HOSE・HNX の各ワーキンググループに対し各 8~15 名程度）での実施を想定している。また、日本における研修は各 1 週間、参加者は 10~15 名程度を想定している。なお、PO ではベトナム国内の研修は年 3 回程度、日本における研修は年 1 回程度を想定しているが、研修については年 1 回をめぐりに第三国での実施も可とする。これら効率的かつ効果的な研修計画をプロポーザルにて提案すること。  
また、研修実施毎に、参加者の理解度・能力向上度を計測（質問票等）することとし、翌回以降の研修内容に反映していく。また、計測した理解度・能力向上の情報は、各成果の達成指標に用いるため、プロジェクト期間中を通じ適切な情報の管理を行なうこと。
- (3) 「<成果全体に係る業務> (2) ベースライン調査」の結果及び上記 (2) の研修を通じ、質の高いマーケットを確保するために改善が必要な、上場管理及び株式公開の管理方法・施策について、SSC・HNX・HOSE に対し提案・助言・コンサルテーションを開始する。
- (4) (3) での監督施策案・方法について、その実現可能性・実効性を検証するため、市場関係者等との協議を開始する。

#### <成果 4 に係る業務>

第 1 期において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 「<成果全体に係る業務> (2) ベースライン調査」において特定・整理した、株式発行体（企業）毎に啓発活動を強化すべきテーマ・トピックについて、日本の関連当局や自主規制機関等が実施している、企業向けの啓発活動・施策を SSC・HNX・HOSE に対し紹介する。
- (2) (1) に基づき、SSC・HNX・HOSE が実施する既存啓発プログラムのうち、改訂・充実が必要な内容について提案を作成し、JICA との協議を経て、SSC・HNX・HOSE に対し当該提案を行なう。
- (3) (2) の既存啓発プログラムに対する助言業務と並行して、SSC・HNX・HOSE と協働で、啓発活動を強化すべきテーマ・トピックに関する株式発行体向けのベトナム国内でのセミナーを企画・立案し、実施する。なお、セミナー

の実施回数は第1期期間中に2回程度、各回の参加者を100名程度と想定しているが、具体的にはSSC・HNX・HOSE、JICAと協議して合意することとする。なお、セミナー実施に際し、会場は基本的にSSC・HNX・HOSEが準備することとし、コンサルタントの見積には、それ以外の費用（コンサルタント作成資料の翻訳・通訳費等）を見積に含める。

【第2期：2020年5月～2022年4月】

第2期において以下業務を実施する。

#### <成果1に係る業務>

第2期において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 第1期で実施された研修の進捗と結果を踏まえ、引き続き必要な研修の実施を行なう。なお、第2期におけるベトナム国内での研修は、各約2-3日間、形態は少人数（SSC・HOSE・HNXの各ワーキンググループに対し各8~15名程度）での実施を想定している。また、日本における研修は各1週間、参加者は10~15名程度を想定している。なお、POではベトナム国内の研修は年3回程度、日本における研修は年1回程度を想定しているが、研修については年1回をめぐりに第三国での実施も可とする。これら効率的かつ効果的な研修計画をプロポーザルにて提案すること。
- (2) 第1期で開始された、市場監視に関連する法規制について、SSC・HNX・HOSEに対し具体的な改善点に係る提案・助言・コンサルテーションを継続し、SSC・HNX・HOSEが実施する法規制案の作成・最終化作業を支援する。
- (3) 第1期で開始された、SSC・HNX・HOSEにおける市場監視に関する諸規則や作業マニュアルの改訂、組織体制や作業手順の見直し、について提案・助言・コンサルテーションを継続し、SSC・HNX・HOSEが実施する諸規則や作業マニュアルの改訂・最終化作業を支援する。
- (4) 上記(2)、(3)を受けて、SSC・HNX・HOSEが作成・最終化した関連規制や作業マニュアルに基づき市場監視業務を実行するに際し、実行段階で適宜適切な助言・側面支援を行う。

#### <成果2に係る業務>

第2期において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 第1期で実施された研修の進捗と結果を踏まえ、引き続き必要な研修の実施を行なう。なお、第2期におけるベトナム国内での研修は、
- (2) 各約2-3日間、形態は少人数（SSC・HOSE・HNXの各ワーキンググループに対し各8~15名程度）での実施を想定している。また、日本における研修は各1週間、参加者は10~15名程度を想定している。なお、POではベトナム国内の研修は年3回程度、日本における研修は年1回程度を想定しているが、研修については年1回をめぐりに第三国での実施も可とする。これら効率的かつ効果的な研修計画をプロポーザルにて提案すること。
- (3) 第1期で開始された、市場仲介者に顧客利益保護を適正に実施させるための監督施策・方法について、SSC・HNX・HOSEに対し必要な提案・助言・コンサルテーションを継続するとともに、施策・方法の実行可能性・実効性を

検証するため市場仲介者との協議を継続する。

- (4) (2)の結果を踏まえ、実行可能性・実効性の高い監督施策・方法について、その実行スケジュールを含む施策実行計画案(Implementation Plan)について、SSC・HOSE・HNXと協働で案を策定する。
- (5) (4)で作成された実行計画に基づき、SSC・HNX・HOSEが実行する市場仲介監督改善施策(法令の改正、実務ガイドライン・マニュアル改訂・策定)の実行支援(改正法案、ガイドライン・マニュアル改訂案等への助言・コンサルテーション)、及びそれらを市場仲介者に対して周知・普及させるための支援を行なう。

#### <成果3に係る業務>

第2期において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 第1期で実施された研修の進捗と結果を踏まえ、引き続き必要な研修の実施を行なう。なお、第2期におけるベトナム国内での研修は、各約2-3日間、形態は少人数(SSC・HOSE・HNXの各ワーキンググループに対し各8-15名程度)での実施を想定している。また、日本における研修は各1週間、参加者は10-15名程度を想定している。なお、POではベトナム国内での研修は年3回程度、日本における研修は年1回程度を想定しているが、研修については年1回をめぐりに第三国での実施も可とする。これら効率的かつ効果的な研修計画をプロポーザルにて提案すること。
- (2) 第1期で開始された、質の高いマーケットを確保するために改善が必要な、上場管理及び株式公開の管理方法・施策について、SSC・HNX・HOSEに対し必要な提案・助言・コンサルテーションを継続するとともに、施策・方法の実行可能性・実効性を検証するため市場関係者等との協議を継続する。
- (3) (2)の結果を踏まえ、実行可能性・実効性の高い上場管理及び株式公開の管理方法・施策について、その実行スケジュールを含む施策実行計画案(Implementation Plan)について、SSC・HOSE・HNXと協働で案を作成する。
- (4) (3)で作成された実行計画に基づき、SSC・HNX・HOSEが実行する上場管理及び株式公開の管理方法・施策の実行支援(新規作成・改訂された諸規則や実務マニュアル等のドラフトへの助言・コンサルテーション等)を行なう。

#### <成果4に係る業務>

第2期において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 第1期において改訂された株式発行体向けの啓発プログラムに基づき、ベトナム国内でのセミナーの進捗及び結果に基づき、株式発行体向けのベトナム国内でのセミナーをSSC・HNX・HOSEと協働で実施する。なお、セミナーの実施回数は第2期期間中に2-3回程度、各回の参加者を100名程度と想定しているが、具体的にはSSC・HNX・HOSEと協議して合意することとする。なお、セミナー実施に際し、会場は基本的にSSC・HNX・HOSEが準備することとし、コンサルタントの見積には、それ以外の費用(コンサルタント作成資料の翻訳・通訳費等)を見積に含める。



### ＜成果全体に係る業務＞

#### (1) 第2期業務進捗報告書(和文)の作成

第2期に実施した業務内容について、その業務実績、第3期に向けた課題、提案事項を含む「第2期業務進捗報告書(和文)」を作成する。本報告書の提出期限は、2021年4月末を目途とするが、第2期業務開始後から2021年1月末までの業務実績についてとりまとめたドラフトを2021年2月末までにJICAに提出することとし、JICAによるドラフト確認を経て、2021年2月から4月までの業務実績を追加した「第2期業務進捗報告書(和文)」最終版を2021年4月末を目途に提出する。なお、本報告書は、第3期の継続契約の業務内容を検討するにあたっての基礎資料となる。

【第3期：2021年5月～2022年2月】

第3期において以下業務を実施する。

### ＜成果1に係る業務＞

第3期において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 第2期での業務進捗状況を踏まえ、引き続き、SSC・HNX・HOSEが作成・最終化した市場監視に関する関連規制や作業マニュアルに基づき市場監視業務を実行するに際し、実行段階で適宜適切な助言・側面支援を行う。
- (2) 研修については、プロジェクト初期段階での効果的な投入を重視し、第3期での実施は想定しておらず、上記(1)のとおり関連規制や作業マニュアルに基づく実行とレビュー支援を主の活動とすることを想定。ただし、第2期以前で実施された研修の進捗と結果を踏まえた実施が必要と考えられる場合は、実施を妨げない。これら第1期から第3期にわたっての効率的かつ効果的な研修計画をプロポーザルにて提案すること。

### ＜成果2に係る業務＞

第3期において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 第2期での業務進捗状況を踏まえ、SSC・HNX・HOSEが実行する市場仲介監督改善施策(法令の改正、実務ガイドライン・マニュアル改訂・策定)の実行支援、及びそれらを市場仲介者に対して周知・普及させるための支援を行なう。
- (2) 研修については、プロジェクト初期段階での効果的な投入を重視し、第3期での実施は想定しておらず、上記(1)のとおり関連規制や作業マニュアルに基づく実行とレビュー支援を主の活動とすることを想定。ただし、第2期以前で実施された研修の進捗と結果を踏まえた実施が必要と考えられる場合は、実施を妨げない。これら第1期から第3期にわたっての効率的かつ効果的な研修計画をプロポーザルにて提案すること。

### ＜成果3に係る業務＞

第3期において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 第2期での業務進捗状況を踏まえ、SSC・HNX・HOSEが実行する上場管理及び株式公開の管理方法・施策の実行支援(新規作成・改訂された諸規則や

実務マニュアル等のドラフトへの助言等)を行なう。

- (2) 研修については、プロジェクト初期段階での効果的な投入を重視し、第3期での実施は想定しておらず、上記(1)のとおり関連規制や作業マニュアルに基づく実行とレビュー支援を主の活動とすることを想定。ただし、第2期以前で実施された研修の進捗と結果を踏まえた実施が必要と考えられる場合は、実施を妨げない。これら第1期から第3期にわたっての効率的かつ効果的な研修計画をプロポーザルにて提案すること。

#### <成果4に係る業務>

第3期において、以下の事項が実施されるものとする。

- (1) 第2期での業務進捗状況を踏まえ、SSC・HNX・HOSEが実行する上場管理及び株式公開の管理方法・施策の実行支援(新規作成・改訂された諸規則や実務マニュアル等のドラフトへの助言等)を行なう。なお、セミナーの実施回数は第3期期間中に1-2回程度、各回の参加者を100名程度と想定しているが、具体的にはSSC・HNX・HOSEと協議して合意することとする。なお、セミナー実施に際し、会場は基本的にSSC・HNX・HOSEが準備することとし、コンサルタントの見積には、それ以外の費用(コンサルタント作成資料の翻訳・通訳費等)を見積に含める。
- (2) ベトナム株式市場の魅力・現状について、潜在的な海外投資家をターゲットとしたロビーイングセミナー(投資誘致セミナー)を実施する。実施場所は日本を含むベトナム国外を想定しているが、詳細は第3期開始時にSSC・HNX・HOSE、JICAと協議のうえで決定する。

#### <成果全体に係る業務>

- (1) プロジェクト完了報告書(和文、英文)の作成

本プロジェクト全体期間の実施結果を取りまとめたプロジェクト完了報告書(英文は「Project Completion Report」と称する所定の様式にもとづく)をドラフトし、遅くともプロジェクト終了2ヵ月前までにJICAに対し英文・和文案を送付し、ドラフト内容の確認を得る。その上で、英文案について、プロジェクト終了1ヶ月前までにSSC・HNX・HOSEに送付し、必要に応じ協議を実施し、修正を行なったうえで、英文最終版についてSSC・HNX・HOSE及びJICAの合意を得る。最終化した英文報告書に基づき、和文ドラフトを修正・加筆のうえJICAの最終確認を経て、和文最終版をJICAに提出する。プロジェクト完了報告書(和文、英文)に含む内容は、別途打合簿にてその詳細を定めることとするが、PDMで定めた上位目標、プロジェクト目標、各成果及び指標等の達成状況を確認するほか、プロジェクト活動の実績、上位目標達成に向けてカウンターパートがプロジェクト終了後に取り組むべき事項等を含む。なお、和文報告書については、上記内容に加えて含むべき内容を、JICAが別途打合簿にて指示する。

第1、2、3の各期中に共通する業務は以下の通り。

#### <プロジェクトの進捗状況モニタリング、JCCの開催>

プロジェクトの実施状況について、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めたR/Dで定めるMonitoring Sheet(指定様式)を基に、日常的なモニ

タリングを行う。また、6ヵ月毎に、SSC・HNX・HOSEと協議を行なったうえで、同 Monitoring Sheet を更新し、JICA 産業開発・公共政策部及び JICA ベトナム事務所に提出する。具体的なモニタリング項目は、活動実績報告のほか、各成果の達成状況、解決すべき実施上の課題・懸念事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素等を含む。

また、6ヵ月毎を目途に JCC を開催し、プロジェクトの進捗、課題、課題に対する対処案、以降の活動計画を協議・合意することとし、本コンサルタントは、本 JCC 開催に関する業務（資料の準備、出席、協議録（Minutes of Meeting）の作成）を行なうこととする。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（注） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第 1~3 期通期）（注）	業務開始から約 1 ヶ月後	英文：3部 越文：3部
	ベースライン調査報告書	第 1 回現地作業開始日から 3 ヶ月以内	和文：3部 英文：3部 越文：3部 ※上記のうち、英文及び越文資料について、カウンターパートに配布する部数は含まれていない。
	Monitoring Sheet	2019 年 6 月から、6 ヶ月毎	英文：3部
	第 1 期業務進捗報告書	2020 年 4 月末	和文：5部 CD-R：2枚
第2期	業務計画書（注） （第 2, 3 期分）	第 2 期開始時	和文：3部
	ワーク・プラン（第 2, 3 期分）（注）	第 2 期開始時	英文：3部 越文：3部
	Monitoring Sheet	2020 年 6 月から 6 ヶ月毎	英文：3部

	第2期業務進捗報告書	2021年4月末	和文：5部 CD-R：2枚
第3期	業務計画書（第3期分） （注）	第2期開始時	和文：3部
	ワーク・プラン（第3期分） （注）	第2期開始時	英文：5部
	Monitoring Sheet	2021年6月から6ヶ月毎	英文：3部
	プロジェクト完了報告書	2022年2月末	和文：5部 英文：5部 CD-R：5枚

（注）本業務計画書及びワークプランは、上記指示する提出時期に加えて、カウンターパートやJICAとの協議結果を踏まえて、適時適切に詳細化・内容の調整を行ない、JICA及びカウンターパートに提出することとする。また、これらの英文・越文部数には、カウンターパートとの協議時に配布する部数は含めていない。

第1, 2期の各業務進捗報告書並びにプロジェクト完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

## （2）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・現地における業務従事期間中の業務に関し、契約書共通仕様書に規定するコンサルタント業務従事月報を作成し、月毎にJICA産業開発・公共政策部に提出する。当該月報には、以下内容を含む。なお、カウンターパート等と文書にて合意したものについても適宜添付のうえ、提出することとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真（ある場合）
- ウ 業務フローチャート
- エ 業務従事従事者の従事計画/実績表

## 【第4 業務実施上の条件】

### 1. 業務工程計画

以下の期間において業務を実施する。

【全体期間：2019年2月～2022年2月】

【第1期：2019年2月～2020年4月】

【第2期：2020年5月～2021年4月】

【第3期：2021年5月～2022年2月】

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

（全体）約 75.90M/M

#### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案する。

- a) 総括/証券市場制度整備（評価対象）：1号
- b) 証券市場育成（評価対象）：2号
- c) 市場仲介者監督（自主規制考査）
- d) 市場監視（自主規制売買審査）
- e) 上場管理・審査1（上場基準・廃止基準）
- f) 上場管理・審査2（上場審査手順）
- g) 投資家保護・コーポレートガバナンス
- h) 業務調整/研修企画

#### (3) 通訳の配置

業務実施上の必要に応じ、英語・ベトナム語通訳の備上を認める。なお、官公庁・公益業界団体等の短期専門家派遣時など必要性が認められる場合は、日本語・ベトナム語通訳の備上も認める。なお、通訳備上にかかる経費は本見積りに含めること。

### 3. 相手国の便宜供与

#### (1) カウンターパートの配置

(2) プロジェクト活動に必要なカウンターパートの経常経費（ベトナム国内旅費ほか、PDMで定めるもの）

(3) 現地作業時の作業スペース（必要な場合）、カウンターパートとの協議やベトナム国内での小規模な研修実施の際の場所の提供

(4) 査証申請にあたって必要な便宜供与（招待状等の発行）

### 4. 配布資料および閲覧資料

以下の資料を産業開発・公共政策部より貸与。

- ① 「ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト

ト」R/D(2018年11月5日締結)※PDM、PO、詳細計画策定調査協議文書(Minutes of Meeting)、詳細計画策定調査結果を含む

- ② ベトナム「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト(2014-2017)終了時評価報告書」(以下から電子データのダウンロード可)  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12292744.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12292744.pdf)
- ③ ベトナム「国営企業改革及び銀行セクター改革に係る基礎情報収集・確認調査」中間報告書、最終報告書
- ④ 「ベトナム国国家資本投資会社(SCIC)業務改善プロジェクト2(2015-2016)プロジェクト業務完了報告書」(注)(以下から電子データのダウンロード可)及び関連資料  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12268520.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12268520.pdf)

(注)本報告書は、②のプロジェクト下で実施したサブ・プロジェクトの完了報告書。サブプロジェクトでは、株式会社化した国営企業の政府持分を代表・管理する国家資本投資公社(SCIC)に対し、同社が持分保有する社(本業務が対象とする上場会社やUpCOM登録会社も保有)に対し適用するコーポレートガバナンス・コード、及び議決権行使ガイドラインの策定を支援したもの。関連資料については提供可能なもののみ貸与します。

【連絡先】JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム  
池谷 直樹 [Tel: 03-5226-6921 / lkenoya.Naoki@jica.go.jp](mailto:lkenoya.Naoki@jica.go.jp)

## 5. 業務用機材

本プロジェクトにおける供与機材は想定していない。

## 6. 現地再委託

以下の業務について、関連する経験・知見を豊富に有するベトナム国内の機関・コンサルタント等に業務の一部を再委託して実施することを認める。

### ・ベースライン調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行い、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、本見積りに含めるものとする。

## 7. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、第1期契約において、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結し、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することを可能とする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行い、会計年度ごとの精算は必要ない。

## (2) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定している。

## (3) 安全管理

コンサルタントは、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地での留意事項については、海外安全ホームページ及び JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA ベトナム事務所と常時連絡が取れる体制を取り、現地作業時に緊急連絡網を JICA ベトナム事務所に提出し、特に地方において活動を行う場合は、移動手段等について JICA ベトナム事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

なお、現地業務に先立ち渡航予定者全員を「たびレジ」に登録すること。

## (4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(2014年10月)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

## (5) 本業務の実施にあたって関知・入手した情報の機密保持

本プロジェクトを通じて、コンサルタントが関知・入手した、ベトナム株式市場の市場監視、市場仲介者監督、上場管理等に関する規制当局や市場運営者の業務内容その他機微な情報について、カウンターパートとコンサルタントの2者間、乃至カウンターパートとコンサルタントと JICA の3者間で、その機密保持に係る書面合意を行なうこととする。コンサルタントは、当該合意文書をドラフトし、カウンターパート及び JICA のコメントを経て最終化し、書面に合意する。

以上





このうち、業務実施契約に包括する業務の対象は、原則「実施業務」のみとし、それ以外の「受入業務」及び「監理業務」は、JICA 国内事業部／国内機関又は事業担当部で対応します。

ただし、個別案件の都合等（例えば受注者の希望により、監理業務や国内の宿泊・移動手配等の受入業務を受注者の業務とすることも可能です。）により、上述の原則とは別に業務範囲を設定する場合がありますので、留意してください。

#### 1) 受入業務

- ✓ 国際約束の確認・応募書類の取付け（研修事業のみ）
- ✓ 国際航空券の手配
- ✓ 査証の手配
- ✓ 来日時・帰国時の空港送迎
- ✓ 本邦における宿舍の手配
- ✓ 海外旅行保険加入手続き
- ✓ 国内移動手配
- ✓ （必要に応じ）通訳者の手配
- ✓ 来日者への各種手当等の支給

#### 2) 監理業務

- ✓ 来日者の引率
- ✓ 来日日程中の簡単な通訳
- ✓ 来日者及び関係者への各種伝達、連絡、報告、調整
- ✓ 来日者への各種手当等の支給の代行
- ✓ 来日日程中の病気・けが等各種事態への初動対応

#### 3) 実施業務

- ✓ 来日候補者の人選
- ✓ 来日日程・カリキュラムの作成
- ✓ 講師・面談者、見学・実習先等の手配
- ✓ カリキュラムに係る関連資料（教材、参考資料）等の作成
- ✓ 来日者への来日前説明（日程・カリキュラム、宿泊・食事のアレンジ等）
- ✓ 来日カリキュラム（講義、実習、視察・見学、面談等）の実施
- ✓ 実施報告書の作成

### 3. 業務の流れ

研修業務等の流れと受注者の業務内容は以下のとおりです。

#### (1) 研修候補者／招へい者の人選（来日日程開始の約3ヶ月前まで）

##### <研修事業>

受注者は監督職員、JICA 在外事務所及びカウンターパート機関との協議を通じて、研修候補者を決定します。技術協力プロジェクト等における投入としての研修の位置づけ等を十分考慮の上、適切な人選を行ってください。原則として、来日3ヶ月前には決定してください。研修候補者は最終的に相手国政府が正式に決定します。

